

平成 31 年度

**裁判官の配置、裁判事務
の分配及び代理順序等**

(平成 31 年 1 月 1 日実施)

(平成 31 年 1 月 16 日一部変更)

(平成 31 年 3 月 25 日一部変更)

(平成 31 年 4 月 1 日一部変更)

鳥取地方裁判所

第1 裁判官の配置

裁判官の配置は、別紙第1のとおりとする。

第2 裁判事務の分配

1 通則

- (1) 本庁の部、支部及び簡易裁判所の裁判官に対する事件の分配は、この段落において定めるとおりとする。
- (2) 本庁の部及び支部の裁判官に対する事件の配てんは、当該部又は支部において定める。

2 本庁において取り扱う民事事件及び行政事件に関する事務は本庁民事部に、本庁において取り扱う刑事事件に関する事務は本庁刑事部にそれぞれ分配する。

3 倉吉支部への事務の分配

倉吉支部において取り扱う次の事件に関する事務は本庁で取り扱う。

- (1) 合議体において審理する事件
- (2) 地方自治法第242条の3第2項に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件
- (3) 民事執行事件のうち次のもの（これらに対する執行異議その他執行に対する不服、訴えを含む。）

ア 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件

イ 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件

ウ 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件

エ 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件

オ 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件

カ 企業担保権実行事件

キ 財産開示事件

- (4) 労働審判及び労働審判から移行した訴訟
- (5) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく被害回復裁判手続
- (6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による審判
- (7) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）に基づく傍受の原記録の保管事務

4 米子支部への事務の分配

米子支部において取り扱う次の事件に関する事務は本庁で取り扱う。

- (1) 地方自治法第242条の3第2項に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件
- (2) 労働審判及び労働審判から移行した訴訟
- (3) 医療観察法による審判のうち第33条1項、第59条1項及び同条2項が定めるものを除くもの
- (4) 通信傍受法に基づく傍受の原記録の保管事務

5 簡易裁判所の裁判官への事務の分配

- (1) 鳥取簡易裁判所の裁判官に対する事務の分配は別紙第2のとおりとする。
- (2) 倉吉簡易裁判所の裁判官に対する事務の分配は別紙第3のとおりとする。
- (3) 米子簡易裁判所の裁判官に対する事務の分配は別紙第4のとおりとする。

第3 開廷日割

本庁、倉吉支部、米子支部の開廷日割を別紙第5のとおり定める。

第4 事件の回付

次に定める回付については、鳥取地方裁判所裁判官会議規程（昭和52年鳥取地方裁判所規程第1号）第7条の定めにかかわらず常任委員会の決議を要しない。

- (1) 支部の合議体又は係裁判官が、その分配された事件が地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和22年最高裁判所規則第14号）第1条が定

める管轄に属しないことを理由に、これを本庁又は同条が定める管轄のある支部に対して行う回付

(2) 支部の合議体又は係裁判官が、その属する支部が裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第2条に定める支部に該当しないことを理由として、その担当事件を本庁に対して行う回付

(3) 本庁又は支部の合議体又は係裁判官が、その担当事件を、これと関連する事件が係属している他の支部又は本庁の合議体又は係裁判官が併せて担当するのを相当と認めたことを理由として、当該支部又は本庁に対して行う回付

(4) 米子支部の合議体が本庁に対して行う、除斥、忌避及び刑事訴訟法第429条の準抗告事件の回付

(5) 倉吉支部の裁判官が、その担当する破産事件（同時廃止事件を除く。）であって、①債務者（自然人を含む。）の負債額が1億円以上である事件、②破産債権者数が30人以上である事件又は③前記①若しくは②の事件に関連する事件のいずれかに該当するもの及び民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く。）を本庁に対して行う回付

第5 裁判事務及び司法行政事務の代理順序

裁判事務及び司法行政事務の代理順序は、それぞれ別紙第6及び別紙第7のとおりとする。

附 則

この定めは平成31年1月1日から実施する。

附 則

この定めは平成31年1月16日から実施する。

附 則

この定めは平成31年3月25日から実施する。

附 則

この定めは平成31年4月1日から実施する。

裁判官の配置

1 本庁民事部

判 事 (総括)	大 野 祐 輔
判事補 (特)	渡 部 孝 彦
判事補	林 憲太朗
判事補	西 村 拓 己

2 本庁刑事部

判 事 (総括)	荒 木 未 佳
判 事 (兼)	小 口 五 大
判事補	林 憲太朗
判事補	西 村 拓 己

3 本庁単独係

判 事 (所長)	本 多 久美子
----------	---------

4 倉吉支部 (単独)

判 事	荒 金 慎 哉 (填補)
-----	--------------

5 米子支部

判 事 (支部長)	窪 田 俊 秀
判 事 (兼)	森 幸 督
判 事	荒 金 慎 哉
判事補 (特)	金 築 昌 子

6 鳥取簡裁

簡裁判事 (兼) (司掌者)	本 多 久美子
簡裁判事	持 田 吉 公
簡裁判事 (兼)	荒 木 未 佳
簡裁判事 (兼)	大 野 祐 輔
簡裁判事 (兼)	小 口 五 大
簡裁判事 (兼)	渡 部 孝 彦

7 倉吉簡裁

簡裁判事 大野 裕之

簡裁判事（職務代行） 荒金 慎哉

8 米子簡裁

簡裁判事（兼）（司掌者） 齋田 俊秀

簡裁判事 須谷 好晴

簡裁判事（兼） 森 幸督

簡裁判事（兼） 荒金 慎哉

簡裁判事（兼） 金築 昌子

簡裁判事（職務代行） 大野 裕之

民 事

担当者 種別	持 田	備 考
通常訴訟、その他	全	調停事件担当裁判官を調停主任に指定

刑 事

担当者 種別	持 田	小 口	備 考
公 判 請 求	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
略 式	全		
再 審	原裁判をした訴訟法上の裁 判所		
勾 留 理 由 開 示	全		
証 人 尋 問 請 求	全		
証 拠 保 全	全		
共 助	全		
心神喪失等の状態で 重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律 第24条第2項の嘱託 による事実の取調べ	全		
刑事補償、費用補 償、訴訟費用免除	原裁判をした訴訟法上の裁 判所		
令状関係、被疑者の 国選弁護人選任請求	全		
そ の 他	全		

注1 平日の勤務時間外及び休日の当番については、別途定める。

2 公訴提起後第1回公判期日前の勾留に関する処分は、原則として、小口裁判官担当事件については持田裁判官が、持田裁判官担当事件については小口裁判官が行う。

3 起訴前の勾留延長の請求事件は、勾留を担当した裁判官が担当する。勾留を担当した裁判官に差し支えがあるときは、令状担当裁判官が担当する。

申合せ事項

火曜日及び木曜日の令状請求については、原則として鳥取地方裁判所宛てに請求してもらうこととする。

民 事

担当者 種別	大 野	備 考
通常訴訟、その他	全	調停事件担当裁判官を調停主任に指定

刑 事

担当者 種別	大 野	荒 金	備 考
公 判 請 求	全		
略 式	全		
再 審	全		
勾 留 理 由 開 示	全		
証 人 尋 問 請 求	全		
証 抱 保 全	全		
共 助	全		
心神喪失等の状態で 重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律 第24条第2項の嘱託 による事実の取調べ	全		
刑事補償、費用補 償、訴訟費用免除	全		
令状関係、被疑者の 国選弁護人選任請求	$\frac{4}{5}$	$\frac{1}{5}$	月曜日 荒金裁判官 火曜日～金曜日 大野裁判官
そ の 他	全		

民 事

種別	担当者 須 谷	備 考					
通常訴訟、その他	全	調停事件担当裁判官を調停主任に指定					

刑 事

種別	担当者 須 谷	須 谷	大 野	窪 田	森	荒 金	金 築	備 考
公 判 請 求		全						
略 式	全 ※1	全 ※2						※1 交通即日処理 在庁(火~金) ※2 一般 在庁(月)
再 審	原裁判をした訴訟法上の裁判所							
勾 留 理 由 開 示	勾 留 裁 判 官							
証 人 尋 問 請 求	全							
証 抱 保 全	全							
共 助	全							
心神喪失等の状態で 重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律 第24条第2項の嘱託 による事実の取調べ	全							
刑 事 補 償, 費 用 補 償, 訴 訟 費 用 免 除	原裁判をした訴訟法上の裁判所							
令状関係, 被疑者の 国選弁護人選任請求	別表「令状関係及び被疑者の国選 弁護人選任請求当番表(勤務時間 内)」のとおり							
そ の 他	全							

(別表)

令状関係及び被疑者の国選弁護人選任請求当番表（勤務時間内）

曜日	担当裁判官
月	大野裕之
火	金築昌子
水	森幸督
木	須谷好晴
金	須谷好晴

注1 平日の勤務時間外及び休日の当番については、別途定める。

2 公訴提起後第1回公判期日前の勾留に関する処分は、原則として須谷裁判官が担当する。

(別紙第5)

開廷日割

序別	曜日 事件	月	火	水	木	金	備考
本 庁	民 事	単独	単独	単独	単独	合議	
	刑 事		単独	合議 単独	単独		
倉吉支部	民 事		単独		単独		
	刑 事	単独					
米子支部	民 事	単独	単独	単独	合議	単独	
	刑 事			単独		単独	

申合せ事項

1 裁判事務の代理順序につき、

(1) 「本庁民事部 裁判長以外の裁判官」の代理裁判官(2)に「本庁刑事部の裁判官」とあるのは、
ア 訴訟事件につき、代理順序第1位を刑事部右陪席、第2位を刑事部総括
イ 訴訟以外のその他の事件につき、代理順序を刑事部左陪席

(2) 「本庁刑事部 裁判長以外の裁判官」の代理裁判官(2)に「本庁民事部の裁判官」とあるのは、
ア 刑事部左陪席に分担の裁判事務、刑事訴訟法第430条の準抗告につき、
代理順序を民事部左陪席
イ 前記ア以外の裁判事務については、代理順序第1位を民事部右陪席、第2位を民事部総括
とする。

2 裁判員裁判を担当する裁判体が構成できない場合の態勢について

(1) 代理の態勢

裁判員裁判を担当する裁判体を構成する裁判官のうち、右陪席裁判官又は左陪席裁判官において担当できない特別の事情が生じたときには、次の態勢を執る。

なお、裁判長裁判官又は両陪席裁判官が担当できないときは、別途協議する。

ア 右陪席裁判官に差し支えがあるとき

(ア) 民事部右陪席裁判官が代理する。

(イ) 前記(ア)の裁判官の担当業務で代理期間中に処理を要するものについては、民事部の他の裁判官、単独係の裁判官、米子支部の裁判官の順に代理して処理する。

イ 左陪席裁判官に差し支えがあるとき

(ア) 民事部左陪席裁判官が代理する。

(イ) 前記(ア)の裁判官の担当業務で代理期間中に処理を要するものについては、民事部の他の裁判官、単独係の裁判官、米子支部の裁判官の順に代理して処理する。

(2) 公判期日が指定されたときの対応

前記(1)のアの(イ)又はイの(イ)により民事部の右陪席裁判官又は左陪席裁判官の業務の代理処理が想定される裁判官は、代理業務に対応できるよう、同公判期日にはなるべく担当事件の期日等を指定しない。

(3) 対象とする裁判員裁判

本代理態勢は、公判期日が5日以内の裁判員裁判を対象とし、それを超える場合には、別途代理態勢を検討する。

裁 判 事 務 の 代 理 順 序

本 官		代 理 裁 判 官
本庁民事部	裁 判 長	(1) 渡 部 孝 彦 (2) その合議体の上席の裁判官
	裁判長以外 の裁判官	(1) 本庁民事部の他の裁判官 (2) 本庁刑事部の裁判官 (3) 本庁単独係の裁判官
本庁刑事部	裁 判 長	(1) 小 口 五 大 (2) その合議体の上席の裁判官
	裁判長以外 の裁判官	(1) 本庁刑事部の他の裁判官 (2) 本庁民事部の裁判官 (3) 本庁単独係の裁判官 (4) 米子支部の裁判官
本 庁 单 独 係 の 裁 判 官		(1) 本庁民事部の裁判官 (2) 本庁刑事部の裁判官
倉 吉 支 部 裁 判 官		(1) 本庁の裁判官 (2) 米子支部の他の裁判官
米 子 支 部 (民 事)	裁 判 長	(1) 森 幸 督 (2) 荒 金 慎 哉 (3) その合議体の上席の裁判官
	裁判長以外 の裁判官	(1) 米子支部の他の裁判官 (2) 本庁の裁判官
米 子 支 部 (刑 事)	裁 判 長	(1) 森 幸 督 (2) 荒 金 慎 哉 (3) その合議体の上席の裁判官
	裁判長以外 の裁判官	(1) 米子支部の他の裁判官 (2) 本庁の裁判官
鳥 取 簡 裁 裁 判 官		(1) 鳥取簡裁の他の裁判官 (2) 倉吉簡裁の裁判官 (3) 米子簡裁の裁判官
倉 吉 簡 裁 裁 判 官		(1) 倉吉簡裁の他の裁判官 (2) 鳥取簡裁の裁判官 (3) 米子簡裁の裁判官
米 子 簡 裁 裁 判 官		(1) 米子簡裁の他の裁判官 (2) 倉吉簡裁の裁判官 (3) 鳥取簡裁の裁判官

注 この代理順序により差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

司法行政事務の代理順序

本官	代理裁判官
所長	(1) 荒木未佳 (2) 大野祐輔 (3) 小口五大 (4) 渡部孝彦
本庁民事部の事務総括裁判官	渡部孝彦
本庁刑事部の事務総括裁判官	小口五大
倉吉支部長	(1) 荒金慎哉 (2) 小口五大
米子支部長	(1) 森幸督 (2) 荒金慎哉 (3) 金築昌子
鳥取簡裁司法行政事務掌理者	持田吉公
倉吉簡裁司法行政事務掌理者	荒金慎哉
米子簡裁司法行政事務掌理者	須谷好晴

注 この代理順序により差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。